

新型コロナ対策資本金劣後ローン

日本公庫及び商工中金等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本金劣後ローンを供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

- ① J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者又は中小機構が出資する投資ファンドの関与のもとで事業の再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し（※1）、民間金融機関等による協調支援（※2）を受けられる事業者

※1：国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者

※2：原則として融資後概ね1年以内に民間金融機関等から融資等による資金調達が見込まれること

貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）（※3）

※3：5年を超えれば期限前弁済可能

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

※令和3年3月1日時点

【お問合せ先】

日本公庫 <平日> 0120-154-505、<土曜> 0120-112476（国民）、0120-327790（中小）

沖縄公庫 <平日・土曜> 0120-981-827

商工中金 <平日・土曜> 0120-542-711